

## 「排出量取引」についての意見

東京工業品取引所 南學政明

第 19 回の合同会合では横断的施策として「排出量取引」がテーマとなり、活発な議論がなされたと同っております。当日は議論に参加できなかったため、下記の 2 点を意見として提出させていただきます。今後の議論を進める上で参考になれば幸甚です。

### 記

(1) 第 1 は、排出量取引は、第一約束期間だけに限って短期的視点から議論を行うのではなく、長期的視点に立って議論すべきであるという点であります。第一約束期間だけの議論では賛否、様々な考え方があると思いますが、長期の議論としては、京都議定書上も経済的手法として京都メカニズムが規定されているとおり、対費用効果の点で排出量取引の有効性は疑う余地はないと考えます。第一約束期間の目標を達成するためだけの安易なキャップを前提とした国内排出量取引制度を議論するのではなく、「2050 年に排出量を半減させる。」という目標を我が国が世界に向けて発信した以上、長期的な視点に立ち、取引制度を考える必要があると考えます。

ただ、その際、たとえ取引制度を構築したとしても、それが一定の短期間で終わり、それ以降、また別の制度が採用されるのであれば、民間は対応に窮するばかりでなく、制度変更に伴う政策コストも高いものとなってしまいます。温暖化対策は、長期的に取り組むべき課題でありますので、長期的ビジョンを持って正面から取り組む必要があると考えます。

(2) 第 2 は、排出量の「取引」については、誤解を解いた上で、議論を進めて頂きたいという点であります。即ち、EU 排出量取引制度の代表的な取引所である ECX (European

Climate Exchange) の先物取引に関し、「実際に受け渡しが行われるのは 1%にも満たないわずかな量であり、殆どが金融機関等の実需に基づかない取引である。」として、排出量取引市場がマネーゲームの対象になってしまうという指摘もありますが、これは誤解であると考えます。

取引とは、そもそもその定められたルールあるいは枠組みの下で費用最小化を図るための手段であり、そのルールや枠組みを前提として、その下で費用を最小化するようにファンダメンタルズを反映した価格が形成されます。経団連の視察で指摘のあった問題のいくつかは、EU のルールや枠組みが試行段階で、排出枠の初期配分が過剰であったため、実需がそもそも少なく、実需取引も初期の段階でほぼ完了したことや第一約束期間後の制度・枠組みが不透明であることなどに起因したものであって、取引自体によるものではないと考えます。

私共の取引所は、コモディティの先物市場を開設しておりますが、世界の多くの商品先物市場では、ヘッジャーとしての実需家に対し、リスクテカーとして金融機関や投機家が参加することで、リスク移転がスムーズに行われ、また、こうした多様な参加者のもたらす情報や市場流動性により、価格指標性が向上することになります。実際に石油をはじめ、非鉄金属、農産物など多くの商品の現物価格は、先物市場の価格を指標として決定されています。

排出量取引に当たっても、削減プロジェクトを行う上での価格変動リスクの移転の場として、また、価格指標形成の場として取引市場は有効であると考えます。誤解を取り除いた上で、排出量取引についての建設的な議論を進めて頂きたいと考えます。

以 上